

# 生徒心得

未来社会を担う若者に託された使命の重大さを自覚し、法や道徳をよく守り、礼儀を重んじ、自立と公共の精神を培って、創造的で感性豊かな人間形成に努めよう。

## 登校・下校

- 1 8時20分までに登校し、19時40分までには全員下校する。また、休日出校した場合は、16時までには下校する。部活動等で特別に時間外練習等をする時は、許可願を提出する。
- 2 欠席・遅刻する時は、指定された方法で、保護者より連絡すること。病気で欠席が1週間以上にわたる時は、医師の診断書等を添えなければならないこともある。
- 3 交通規則や交通道徳をよく守り、事故の防止に努める。
  - (1) 自転車通学者は、ステッカーを貼付し登録された自転車を使用する。整備不良や改造した自転車は使用しない。交通ルールやマナーを遵守する。
  - (2) 列車・バス利用者は、不正乗車したり、一般乗客に迷惑をかけたりしない。
  - (3) バイク、自動車、特定原動機付自転車（電動キックボード等）を運転し、登下校することを禁止する。

## 校内生活

- 1 職員・来客に対しては、挨拶をし、礼を失わない。
- 2 始業のチャイム前に授業の出来る態勢をつくる。
- 3 遅刻・早退・外出の際は所定の用紙により届け出る。
- 4 所持品には学年・氏名を明記する。紛失物、拾得物は直ちに届け出る。
- 5 掲示・陳列・配布・販売・金品の募集・アンケート調査等をする時は事前に願い出る。
- 6 校舎・校具を破損または紛失したときは直ちに届け出る。
- 7 火気使用の際は事前に願い出る。
- 8 合宿は規程に従って実施する。
- 9 必要以上の金銭・娯楽雑誌等無用のものを持参し

ない。

- 10 定められた時間・場所以外では飲食をしない。
- 11 携帯電話の使用に関しては、校舎内は電源を切る。使用は、放課後校舎外とする。

## 校外生活

- 1 外出の際は、行先・用件・帰宅予定時刻を家人に告げる。
- 2 外泊は必ず保護者の承認を得る。
- 3 高校生の立ち入りが禁止されている場所へ出入りしない。
- 4 アルバイトは原則として行うことができない。家計の都合等特別の事情がある者は、H R Tに相談し、所定の様式により願い出て許可を受ける。
- 5 バイク・自動車の運転はしない。特別な場合の運転免許取得については別に規程を定める。
- 6 旅行・キャンプ・登山等は事前に届け出る。
- 7 校外の集会・行事等に参加する際は、必ず保護者の承諾を得る。なお、次に該当する集会・行事等へは参加しない。
  - (1) 違法なもの、暴力的なもの、若しくはそのようなおそれが高いもの。
  - (2) 学校教育活動に支障が予想されるもの。
- 8 下宿する場合は、下宿規程にしたがい、速やかに届け出る。

## 服装容儀

服装容儀は人格・品位と校風の表現であることを自覚し、常に清潔・端正・質素であるように心がけ、たちふるまいにも配慮する。

- 1 登校・下校の際は、制服を着用する。休日の部活動における登下校時の服装については、学校指定のジャージ、又は、各部のチーム・ジャージでもよい。
- 2 夏服期間はなく、各自の体感温度や気候・天候に合わせて本人が調整する。ただし、式典・講演等の場合は正装とする。判断に迷う季節の正装については学校から指示する。
- 3 私服登校期間（私服・ジャージ・制服等、自由選択可／名称・内容は年度によって変更される可能あ

り)等の、暑熱対策を含めた特別な服装着用期間は、その都度学校の指示に従う。原則、第2回考査終了後(6月末から7月初め)から8月末日(天候により9月中旬までの延長あり)まで。

4 本校の服装の基準(正装)は次のとおりである。

(1) 男子服装

- ① 上衣は指定されたライトグレー色のジャケット、下衣は指定されたチェック柄の入った黒のスラックスとし、指定されたYシャツと指定されたネクタイ又はリボンを着用する。
- ② 夏季は指定されたYシャツと指定されたスラックスとし、ネクタイやリボンはつけなくてもよい。
- ③ 指定ニット(ベスト・セーター)は本人の体感温度や気候・天候に合わせ、各自が判断して着用する。
- ④ コート類は華美にならないものとする。

(2) 女子服装

- ① 上衣は指定されたライトグレー色のジャケット、下衣は指定されたチェック柄の入った黒のスカート又はスラックス(任意購入)とし、指定されたYシャツと指定されたネクタイ又はリボンを着用する。
- ② 夏季は指定されたYシャツと指定されたスラックスとし、ネクタイやリボンはつけなくてもよい。
- ③ 指定ニット(ベスト・セーター)は本人の体感温度や気候・天候に合わせ、各自が判断して着用する。
- ④ コート類は華美にならないものとする。
- ⑤ 髪を結うゴムは華美でないものとする。

5 シューズは屋内用・屋外用の2足を準備する。屋内用は学校指定のものとする。

6 カバンはリュック、スポーツバッグ等を基本とする。

7 異装する時は事前に願い出て許可を受ける。

8 その他服装容儀図のとおりとする。

## そ の 他

- 1 身分証明書は、常に携帯する。
- 2 危険物の所持や危険行為、暴力行為はしない。また、公共の施設・設備を汚したり破損したりしない。
- 3 その他、保護者・家族と話し合いを密にし、万一事故・災害にあった時は、直ちに届け出る。

## 服装容儀図（男子）

- ・パーマ、毛染め、眉毛を超えるほどの長い前髪の禁止
- ・耳の下に達するほどの横髪、襟をおおう長髪の禁止
- ・化粧をしない（眉、ピアス等）、色つきリップクリームの禁止
- ・校章バッジはジャケットの左襟につける。

※流行を追った華美なヘアスタイルは禁止とする。（過度なツーブロック、過度なアシンメトリー等）



正装



指定ニット着用



夏季正装

- ・通学靴は黒・茶系統の短革靴または華美にならないズック靴。冬期は夏季に準ずる防寒靴。
- ・ベルトは黒・茶系統でバックルが華美にならないものを着用する。

## 服装容儀図（女子）

- ・パーマ、毛染め、カール、髪飾りの禁止、前髪は目にかからないように整える。
  - ・肩を超える長い髪は結う。
  - ・化粧をしない（眉、ピアス等）、色つきリップクリームの禁止
  - ・校章バッジはジャケットの左襟につける。
- ※流行を追った華美なヘアスタイルは禁止とする。（過度なツープロック、過度なアシンメトリー等）



正装（ネクタイ）



正装（リボン）



正装（スラックス）

- ・ソックスは紺または黒とし、長さはくるぶしより長く膝皿下までとする。
- ・スカートの丈は、膝の中心から膝下までの範囲内とする。
- ・通学靴は黒・茶系統の短革靴または華美にならないズック靴。冬期は夏季に準ずる防寒靴。
- ・ベルトは黒・茶系統でバックルが華美にならないものを着用する。



指定ニット着用



夏季正装

# 懲戒規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、学校教育法施行規則第26条（懲戒）及び本校（青森県立五所川原高等学校）学則第26条に基づき定める。

第2条 懲戒の退学、停学及び訓告は、校長がこれを行う。

第3条 懲戒は、生徒指導委員会で原案を立案し、職員会議での審議を経て、校長がこれを決定する。生徒指導委員会の構成は、生徒指導主事及び生徒指導部専任教員、各学年主任、当該HR担任、当該学年生徒指導担当教員とする。

第4条 懲戒の申し渡しは、保護者又は保護者に準ずる者の立ち会いのもとで、校長がこれを行う。その際、教頭、生徒指導主事、当該学年主任及びHR担任が立ち会うものとする。

第5条 退学は本校生徒としての身分を失わせるものである。

第6条 停学は、自宅謹慎による指導あるいは必要に応じて登校指導とし、行為を反省させるものとする。期間中には、反省文・日誌・学習課題に取り組み、それらをHR担任、当該学年主任、生徒指導主事、教頭を経て校長に提出しなければならない。

第7条 訓告は申し渡し後、反省文を担任、当該学年主任、生徒指導主事、教頭を経て校長に提出しなければならない。

第8条 停学及び訓告を受けた者は、当該年度中、生徒会役員となることができない。

第9条 停学中に各種試験がある場合は、原則受験させるものとする。その際、他の生徒との接触がないよう配慮しなければならない。

第10条 停学は原則として指導を開始した日を起算日とする。ただし、指導の開始状況等により、生徒指導委員会の具申によって起算日を定めることができる。

## 第2章 懲戒対象

第11条 次の行為をした者は、懲戒の対象とする。

- 1 学校の秩序を乱した者
- 2 校具施設、公共物又は他人の器物を故意に破損した者
- 3 他人の金品を盗んだ者（万引き・窃盗・占有離

脱物横領）

- 4 他人に暴行、傷害、脅迫、金銭強要等の行為をした者
- 5 いじめ、誹謗中傷、ストーカー行為をした者
- 6 飲酒・喫煙をした者、又は酒・煙草を所持した者、又は飲酒・喫煙の場に同席した者
- 7 薬物を乱用した者又は薬物を乱用したと認められる（医薬品の過剰摂取）者
- 8 パチンコ、風俗営業店等立ち入り禁止場所へ入りした者
- 9 家出、無断外泊、深夜徘徊をした者
- 10 欠席、遅刻、早退が著しく、その理由が正当でない者
- 11 道路交通法及び本校のバイク・自動車の運転免許取得に関する規程に違反した者
- 12 列車、バス等への不正乗車をした者
- 13 無許可でアルバイトをした者
- 14 考査中に不正行為をした者
- 15 インターネット上への不適切な書き込みや画像等のアップロードをした者
- 16 男女間の風紀を乱し、高校生としての品位を損う行為をした者
- 17 その他法令及び高校生としての本分に反する行為をした者

## 第3章 懲戒の加重、延長

第12条 第2章に該当する行為が2つ以上に該当する場合は、より重大な行為のみを懲戒の対象とし、それ以外の行為を加重しない。

第13条 停学中における謹慎状況、反省状況が極めて不良で改善の見込みが見られないときは、生徒指導委員会及び職員会議での審議を経て期間を延長することができる。

## 第4章 指導手続き

第14条 懲戒を要する行為が発覚した場合の指導手順については、「事故・非行発生時の指導手順」で別に定める。

付則 本規程は平成23年4月1日よりこれを施行する。本規程は平成28年4月1日 一部を改定し、同日から施行する。

## 下宿規程

- 1 年間を通して又は一定期間、通学困難な生徒、やむを得ない事情がある生徒は、下宿をすることが出来る。
- 2 下宿をしようとする生徒は事前に学校所定用紙（願）に必要事項を記入し、保護者連署の上、担任を経て学校長に出願すること。  
この場合、その理由及び諸条件が妥当であると認められた時、学校長がこれを許可する。
- 3 下宿生は宿主及び同居者に迷惑をかけぬよう、礼儀を守り、指示に従うこと。
- 4 下宿生は清潔整頓、健康保持等によく留意し生活計画を立て勉学に励むこと。
- 5 下宿生は常に保護者・宿主・教師の指導をうけ、高校生としてあるまじき行為は絶対にさけること。

## 定期考査受験心得

受験者は、下記の事項をよく守り、不正行為を絶対に行ってはならない。

- 1 筆記用具以外の所持品（書籍、ノート類、ペンケースなど）は鞆の中、ロッカー等に入れておくこと。机の中には物品を入れない。
- 2 不正行為の疑いを招く物品は所持してはならない。
- 3 筆記には鉛筆またはシャープペンシルを使用する。
- 4 下敷き類は使用しない。
- 5 物品の貸借は禁止する。ただし止むを得ない場合は監督者の許可を得て行うこと。
- 6 計算用紙や雑用紙を使用してはならない。計算等の必要がある場合は、問題用紙や答案の余白等を使用すること。
- 7 監督者の許可を得なければ、考査場を出ることはできない。
- 8 考査場内は勿論、場外においても静粛にすること。科や学年により考査終了時間が異なる場合は特に努めること。
- 9 考査開始のチャイムが鳴った後に、固有番号・名前を記入すること。
- 10 考査時間が終わったら、ただちに筆記用具を置き答案を提出すること。
- 11 考査を受けた者は、その成績のいかにかわらなく、HR、氏名等を明記の上、答案を必ず提出しなければならない。

## 願、届出事項

○諸願、届出等はすべて担任、顧問又は関係教師を経て届け出ること。

| 願・届出事項      | 主管（経由）                         | 備考   |
|-------------|--------------------------------|------|
| 欠席・忌引       | 担任                             | 所定用紙 |
| 保護者変更       | 教務部                            | 〃    |
| 本籍現住所変更     | 〃                              | 〃    |
| 氏名変更        | 〃                              | 〃    |
| 生徒に起こった事故   | 生徒指導部                          | 〃    |
| 退・転入・休復学    | 教務部                            | 〃    |
| 出欠・特別扱      | (係、顧問)→教務部                     | 〃    |
| 欠課・早退・外出    | 担任                             | 〃    |
| 異装          | 担任→生徒指導部                       | 〃    |
| 旅行・キャンプ・その他 | 担任→生徒指導部                       | 〃    |
| 下宿          | 担任→生徒指導部                       | 〃    |
| 時間外練習       | (係、顧問)→生徒指導部                   | 〃    |
| 合宿          | 〃                              | 〃    |
| 時間外火気使用     | (係、顧問)→事務部                     | 〃    |
| 身分証明書の再交付   | 担任→生徒指導部                       | 実費   |
| みちしるべの再交付   | 教務部                            | 〃    |
| 通学証明書       | 事務部                            | 所定用紙 |
| 在学証明書       | 〃                              | 〃    |
| 学割(101キロ以上) | 担任→生徒指導部<br>又は進路指導部<br>→教頭→事務部 | 〃    |
| 自動車学校入校     | 担任→生徒指導部                       | 〃    |

# バイク・自動車の 運転免許証取得に関する規程

---

## 1 バイクの運転免許証取得について

- (1) 家事・家業の手伝いのために、どうしてもバイク運転が必要な生徒は、事前に保護者を通して学校にバイク運転免許証取得許可願を出すこと。
- (2) 学校長が許可した時は許可証を交付する。但し、取得できる免許は原動機付自転車免許のみとし、バイク通学は認めない。
- (3) 生徒は免許証を取得した時、直ちに所定の免許登録書を提出すること。
- (4) 生徒はバイク運転をする時、関連するすべての法令を厳守すること。

## 2 自動車の運転免許証取得について

- (1) 自動車の運転免許証取得は進路の決定した3年生に限って2学期終業式翌日から認める。但し、就職希望生徒に限り、内定の有無に関わらず、第3回定期考査（2学期中間考査）終了後から認める。希望生徒は事前に自動車学校入校許可願を生徒指導部に提出すること。
- (2) 学校長が許可した時は許可証を交付する。
- (3) 生徒は免許証を取得した時、直ちに届け出る。
- (4) 取得した免許証は、卒業式の日まで保護者が管理すること。
- (5) 3月31日までは高校へ在籍しているため、運転は4月1日以降とすること。

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は青森県立五所川原高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は学校生活における生徒の自主的活動により教養の向上、体位の向上、会員相互の親睦、校風の樹立刷新を目的とする。
- 第3条 本会の会員はすべて会の活動に関する討議、批判の自由は認めるが、その決定事項に対しては誠実に履行する義務を負う。
- 第4条 本会の活動は校長の承認しない事項にわたってはならない。また本会の円滑な運営と健全な発展を期するため、関係教師の適切な指導と助言を仰ぐものとする。

## 第2章 会 議

- 第5条 各会議はすべて3分の2以上の出席を要する。
- 第6条 議決は特に本会則に定めていない場合は、出席者の過半数の賛成を要する。ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 第7条 各機関は会議、活動のために本会則に反しないかぎり、規約を設けることができる。

## 第3章 組 織

### (第1節 総 則)

- 第8条 本会は本校全日制の課程の生徒をもって組織する。
- 第9条 本会の目的達成のため、各部署に顧問として教職員を置く。
- 第10条 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長2名、応援団長1名、常任委員長9名
- 第11条 役員任期は10月から翌年9月までとする。ただし、10月は合同活動期間とし、この期間の権限・責任は新役員が持つこととする。
- 第12条 役員、理事、選挙管理委員は互いに兼任できない。ただし、応援団長は応援委員長を兼ねることができる。他の委員については原則として兼任できないが、理事会の承認を得たものはこのかぎりでない。またHRの係との兼任は妨げない。
- 第13条 会長の任務は次のとおりとする。
- (1) 本会の総理者となる。
  - (2) 生徒総会、役員会を招集する。

- (3) 役員会の議長となる。

- 第14条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
- 第15条 常任委員長は各委員会を掌握指導し、スケジュールの施行責任者となる。
- 第16条 本会に生徒総会、理事会、役員会、総務局、委員会、応援団およびHRの各機関を置く。

### (第2節 生徒総会)

- 第17条 生徒総会は本会の最高議決機関である。
- 第18条 生徒総会を分けて定例総会、臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 第19条 定例総会は1任期1回とする。
- 第20条 臨時総会は次の場合開かれる。
- (1) 全会員の3分の1以上の要求があったとき
  - (2) 役員会、理事会が必要と認めたとき
- 第21条 総会において議案修正の動議、その他の動議を議題とするときは、10名以上の賛成者を要する。ただし予算の修正動議に関してはこの限りでない。
- 第22条 予算の修正の動議を議題とするとき、または前条において予算の増額を伴うものは、20名以上の賛成者を要する。
- 第23条 生徒総会の期日は1週間以前、議題は3日以前に会員に提示しなければならない。臨時総会にあっては、緊急の場合はこのかぎりでない。
- 第24条 生徒総会は次の事項を取扱う。
- (1) 会則改正の承認
  - (2) 会計予算・決算の承認
  - (3) その他特に会員の利害に関係ある事項

### (第3節 理事会)

- 第25条 理事会は生徒総会に次ぐ議決機関である。ただし同一案件について総会が開かれる場合は、議決を要しない。
- 第26条 理事の任期は4月から翌年の3月までとする。
- 第27条 理事は各HRから1名選出し、互選により議長、副議長、書記を決定する。
- 第28条 理事会は、議長がこれを招集する。
- 第29条 理事が会議に出席できない場合は、当該HRから代表理事を出さなければならない。
- 第30条 役員は理事会に出席しなければならないが、表決権はないものとする。
- 第31条 理事会の期日、議案はこれが開かれる3日以前に議長が各理事に伝えるものとする。
- 第32条 理事会は次の場合が開かれる。
- (1) 役員会の要求があったとき

(2) 理事の3分の1以上の要求があったとき  
第33条 理事会の権限は次のとおりとする。

- (1) 会計予算の審議
- (2) 決算報告の審議
- (3) 会費改正の承認
- (4) 常任委員長の承認
- (5) 総会の議長団の選出および議案の作成
- (6) 部および同好会の新設廃止の決定
- (7) その他生徒会の執行する事項の審議

第34条 理事は理事会で決議すべき議案について理事会に提出することができる。ただし、予算についてはこの限りではない。提出された議案については議長が理事会にはかり、5名以上の賛成者があった場合、これを議案とする。

第35条 理事は自分の関係している部、その他業務に直接利害関係のある事項については、議決に参加することはできない。ただし、理事会の同意がある場合はこの限りではない。

第36条 議長の不信任は全理事の3分の2の賛成を必要とする。

#### (第4節 役員会)

第37条 役員会は本会の執行機関であり、役員をもって構成する。

第38条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 予算案の作成
- (2) 行事計画案の作成
- (3) 財政上の種々の事項処理
- (4) 各HRとの連絡

第39条 役員会は理事会の決定に1回の拒否権を持つが、理事会が3日以内に再び該当事項を可決すれば、それに従わなければならない。

第40条 役員は委員会に出席できる。また委員会から要請があれば出席しなければならない。

#### (第5節 総務局)

第41条 総務局は、役員会の補佐的な役割を任務する機関であり、会員の任意により総務局員になることができる。ただし会長の承認を必要とする。

第42条 総務局は役員会の要請に従い、様々な任務に携わることができる。

第43条 総務局員は会長の要請があれば役員会に出席しなければならない。

#### (第6節 HR会)

第44条 各HRに委員長1名、副委員長1～2名、書記1～2名、会計1～2名、その他必要な係を置く。HR議長の選出は各HRに一任する。

第45条 各HRは理事会、役員会、委員会の協議決定

事項について報告を受け、また付託された問題を討議する。

第46条 各HRはその他必要と認められた議題を討議決定し全体の決定に反しないかぎり、自主的行動をとることができる。

## 第4章 事業

### (第1節 委員会)

第47条 選挙管理委員会は常任委員会に属さない。

第48条 常任委員会は次のとおり設ける。

- (1) 庶務・ボランティア委員会  
ボランティア活動の企画・運営ならびに生徒会活動・放送活動の補佐
- (2) 風紀委員会  
安全で規律正しい学校生活の確立に関する活動
- (3) 環境保健委員会  
保健、環境美化に関する活動
- (4) 編集委員会  
新聞及び生徒会誌の編集・発行
- (5) 図書委員会  
図書室の管理、運営への参加
- (6) 文化委員会  
文化行事の企画・運営、関係部の連絡指導
- (7) 体育委員会  
体育行事の企画・運営、関係部の連絡指導
- (8) 応援委員会  
応援活動
- (9) 立佞武多製作委員会  
立佞武多の製作、運行に関わる活動

第49条 すべての委員会は、会長の下にあって活動する。委員長は委員の互選による。ただし、理事会の承認を受けなければならない。

### (第2節 部・同好会)

第50条 部・同好会は、会員によって構成され、各人の健全な個性の伸長をはかることを目的とする。

第51条 部には部長、副部長、会計を置き、部員の互選によって選出する。

第52条 部長は部活動に責任を持ち、部員名簿を総務局に提出しなければならない。

第53条 各部は、年度末までに次年度の予算請求書を役員会に提出する。また、決算は年度内に行うものとする。

第54条 会員の部の所属は、かけもちを認める。ただし体育関係の部・同好会の所属は一つとする。

第55条 会員は、いずれかの部に所属して部活動を行うことが望ましい。

第56条 原則として体育関係部は高総体終了後、新人

戦終了後、文化関係部は高総文終了後と2月末、ともに活動状況が良好であると判断されなければならない。また、部の新設および廃止等に関しては、役員会で審議し、理事会の承認を必要とする。

(1) 週に三回以上（一日1時間以上）、過半数の部員の参加をもって良好な活動状況と判断し、生徒会役員は活動状況・人数等について監査する。

(2) 活動状況が良好と判断されない場合、活動観察期間を設ける。

① 活動観察期間中は、活動予定表、活動日誌を生徒会に提出する。

② 体育関係部：高総体～新人戦～高総体  
文化関係部：高総文～2月末～高総文

(3) 活動観察期間を経ても活動の改善が見られない場合は、理事会の承認で同好会へ格下げ、または廃部とする。

第57条 同好会には責任者をおき、会員の互選によって選出する。

第58条 同好会は、予算請求することができない。

第59条 同好会の新設は、文書（目的、集合場所、顧問、人員計画など）をもって理事会に提出し、承認を必要とする。また、三年間の同好会活動を経て部昇格を申請でき、理事会で承認される。（部から同好会になり、再び昇格する場合も同様）同好会の廃止は、同好会としての運営ができなくなった場合とする。

### （第3節 応援団）

第60条 本団は全会員によって構成され、応援活動を行う。

第61条 本団に次の役員をおく。

- (1) 団 長
- (2) 副団長
- (3) 幹 部

第62条 幹部会は正副団長、幹部をもって構成され、応援団は幹部会の指示のもとに行動しなければならない。

第63条 役員は次のとおり選出する。

- (1) 団 長 （1名）会員の選挙による。
- (2) 副団長 （2名）団長が幹部の中から指名する。
- (3) 幹 部 団員の希望者により構成される。

## 第5章 選 挙

第64条 会長、副会長、応援団長の選出は会員の選挙による。

第65条 立候補は3名以上の会員の推薦により、本人の承諾を得て届出なければならない。

第66条 選挙に関する権限は、選挙管理委員会に属する。全会員が有権者となる選挙については、選挙管理委員会が責任をもって行う。

第67条 選挙管理委員は各HRから1名選出し、委員の互選により委員長を選出する。

第68条 第64条による選挙は、9月に行う。

第69条 選挙は〇×式投票で行う。

第70条 役員の辞任は次の場合行われる。

(1) 役員が辞意を表明した場合には、理事会の出席者の3分の2以上の賛成を要する。ただし、会長、副会長、応援団長の辞任は総会の承認を必要とする。

(2) 役員に対する罷免の要求は全会員の3分の1以上の賛成署名によって成立する。成立後の手続きは、別に定める選挙施行規則による。

第71条 辞任、罷免、その他の事由により役員が欠けた場合の対応に関しては、別に定める選挙施行規則による。

## 第6章 会 費

第72条 会費19,000円および入会金1,500円を一般会費とし、その他を特別会費とする。会費の改正については、理事会において承認する。徴収は学校事務が代行する。

第73条 決算・監査は総務局員と生徒指導部担当教師が行い、学校内教職員の監査を受けた後、生徒総会に提示しなければならない。

第74条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 改 正

第75条 本会則の改正は全理事の3分の2以上の賛成を得て理事会が発議し、生徒総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

第76条 役員会・理事会は、改正原案を作成し、総会に提案しなければならない。

## 第8章 補 則

第77条 選挙施行規則は、別に定める。

附 則 この会則は昭和61年12月1日から施行する。

附 則 この会則は平成16年4月23日から施行する。

附 則 この会則は平成19年2月20日から施行する。

附 則 この会則は平成25年4月30日から施行する。

附 則 この会則は平成26年2月14日から施行する。

附 則 この会則は平成29年2月28日から施行する。

附 則 この会則は令和4年4月15日から施行する。

附 則 この会則は令和8年4月1日から施行する。

# 選挙施行規則

第1条 この規則は、県立五所川原高等学校生徒会会則に基づき、その目的を達成するために必要な諸機関を構成する役員の選挙について適用する。

第2条 選挙の期日は9月30日までとする。

第3条 選挙の公示は選挙の少なくとも10日前に行わなければならない。

第4条 役員選挙の投票は、校内所定の投票所において一斉に行う。

第5条 開票は選挙管理委員会が行い、各候補者ごと1名の立会人を認める。

第6条 次の投票は無効とする。

1. 規定の用紙を用いないもの
2. 1票中に2名以上の候補者氏名を記したもの
3. ○×以外のことを記したもの
4. ○×が確認できないもの

第7条 選挙管理委員会は、投票及び開票に関する記録をとり、その結果を公表し、且つ保管する。

第8条 役員に立候補する者は推薦者の中に1名の責任推薦者をおかななければならない。

第9条 推薦を受けた役員立候補者は選挙期日の公示があった日から選挙当日の1週間前までに、所定の文書により立候補の旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 選挙において有効投票の最多数を得た者を当選人とする。信任投票においては、全投票数の過半数を得た者を当選人とする。但し会員総数の4分の1以上の得票数のあることを必要とする。

第11条 選挙運動は、立候補の届出をすませた日から選挙の前日までとする。

第12条 演説会は選挙管理委員会が場所と期日を定めて少なくとも1回の立会演説会を行う。

第13条 選挙管理委員会は役員の選挙に関し選挙公報を1回発行しなければならない。

第14条 辞任、リコール、その他の事由により役員が欠けた場合は、2週間以内に選挙管理委員会により、この規定に準じて補欠選挙または再選挙を行う。但し残余の任期が1ヶ月に満たないときは、その役員を欠員のまま置くことができる。

第15条 選挙管理委員会に役員リコールの請求があった場合は、委員会は直ちにこれを公表すると共に、その請求が会則の定める手続きに適することを確

かめた後、全会員の投票に付する。投票の結果、解職を認める票数が有効票数の過半数に達した時、その役員は解職されるものとする。

第16条 選挙に関する異議の申立ては、選挙管理委員会に対して候補者の推薦者が行うことができる。申立てに関する決定は選挙管理委員会が行う。

第17条 この規定に反した選挙運動を行った場合は選挙管理委員会がこの処置を示す。